

〈翻 訳〉

スペイン労働訴訟における違法に 収集された証拠の取扱いに関する一考察

インマクラダ・バビエラ・プイ
岡部史信(訳)

目 次

- 一. はじめに
- 二. 違法裁判所の理論
- 三. 法規範の未整備
- 四. 違法収集証拠と解題に関する判例および学説の見解
- 五. 違法収集証拠と弁護権の制限
- 六. 結語に代えて

一. はじめに

本稿の目的は、違法に収集された証拠についての訴訟上での取扱いと、その論点に関する法理のいくつかを考察することである。スペインの法規範において、違法収集証拠 (pruebas ilícitas) とは、基本的な権利や自由 (derechos

〔翻訳者からの前置き〕

1. 著者の紹介

インマクラダ・バビエラ・プイ (Inmaculada Baviera Puig) は、ナバラ大学 (Universidad de Navarra) 労働法・社会保障法教授 [法学博士] である。同教授は、スペインの男女平等、解雇、ストライキ権、労働訴訟、社会保障、欧州連合の労働関係などをテーマとした多数の作品を発表しており、またかつてカナダ政府スカラーシップを獲得して留学した経験を活かして、カナダ労働法に関するスペイン有数の専門家として活躍している。また、2005年から2009年まで、スペイン最大手の出版社が主催しているアランサディ・ソシアル・フォーラム (Foro Aranzadi Social: 社会法研究討論会) のコーディネーターを務めた。翻訳者は、2007年から2008年までのナバラ大学留学中にバビエラ教授を知り、同教授の計らいで、その労働法の授業、 Erasmus ス計画の特別授業、上記フォーラム、さ

y libertades fundamentales) を直接的または間接的に侵害して収集されたそれとされている。違法収集証拠をめぐる論点は、特に刑法の領域で展開されている複雑な問題であり、労働法の領域でも特に解雇事件をめぐる訴訟 (proceso por despido) では重大な影響を及ぼすにもかかわらず、これに関する規制はいまだ不十分な状態である。そこで本稿では、違法収集証拠の特に解雇問題に及ぼす影響に焦点をあて、アメリカ法の理論を参照しつつ考察することにした。

本稿は、以下の順序で展開される。まず、憲法裁判所 (Tribunal Constitucional) の視点についてである。憲法裁判所の判断は今日の立法整備にも影響を及ぼしている。そこで、特に無罪の推定の原則 (principio de presunción de inocencia) に留意しつつ、労働訴訟 (proceso laboral) において違法収集証拠がどのように判断されているかを分析する。次に、違法収集証拠に関する法規制の現状を検討した後で、解雇の評価におけるそうした証拠の効果を考察する。この考察では、この問題を取り扱った裁判所の判断のい

らに同教授の師のひとりであるセンペレ・ナバロ (Antonio V. Sempere Navarro) 教授の大学院の授業に参加させていただいたり、スペイン法 (労働法その他) に関する多くの文献や資料を私的に提供していただいたりした。バビエラ教授と翻訳者とは、スペインと日本の両国の法制度に関するさまざまな情報交換を現在も続けている。

2. 本稿で使用されている略語

AS: Aranzadi Social (『アランサディ・ソシアル』アランサディの定期刊行法律雑誌)

BIB: Bibliografía (本稿では、Aranzadi-Thomson データベースの文献リストを使用)

CE: Constitución Española (スペイン憲法)

ET: Estatuto de los Trabajadores (労働者憲章法)

FJ: Fundamento Jurídico (判決で取り上げられた法的根拠)

LEC: Ley de Enjuiciamiento Civil (民事訴訟法)

LOPJ: Ley Orgánica del Poder Judicial (司法権に関する憲法附属法)

LPL: Ley de Procedimiento Laboral (労働訴訟法)

LPRL: Ley de Prevención de Riesgos Laborales (労働災害予防法)

RTC: Repertorio del Tribunal Constitucional Aranzadi (アランサディ憲法裁判所判例集)

RJ: Repertorio de Jurisprudencia Aranzadi (アランサディ判例集)

STC: Sentencia del Tribunal Constitucional (憲法裁判所判決)

STS: Sentencia del Tribunal Supremo (最高裁判所判決)

STSJ: Sentencia del Tribunal Superior de Justicia (高等裁判所判決)

くつかに焦点をあてる。そして最後に、違法収集証拠と弁護権の制限 (Indefensión) の関係に言及する。この考察では、違法収集証拠の不採用 (denegación) と証拠の採用 (admisión) の両方の場合に焦点をあてる。

二. 憲法裁判所の理論

上記のように、違法に収集された証拠をめぐる論議は基本的には刑法の領域で展開されてきたが、憲法裁判所がこの論点を取り上げた最初の判決は、意外にも刑法の範疇の事件ではなく、社会法分野の1984年11月29日の判決であった (STC 114/1984, de 29 noviembre)。この事件は、ある新聞の編集者の会話がその対話者によって承諾なく録音され、その発言を理由に解雇されたというものである。解雇された編集者 (despedido) は、通信の秘密に関する権利 (CE 18条3項)、および憲法上のあらゆる保障の下に裁判を受ける権利 (CE 24条2項) が侵害されたとして、憲法訴訟 (amparo) を申し立てた。また同時に、こ

1) スペイン憲法が定める基本権および公的自由 (derechos fundamentales y libertades públicas) の侵害に関する不服の申立てである。こうした事項に関する審理は、憲法裁判所の管轄である (CE 161条1項b号)。

(翻訳者補足注) CE18条3項には、「通信の秘密 (secreto de las comunicaciones)、特に郵便、電報および電話による通信の秘密は、これを保障する。(…)」と規定されている。24条2項には、「(…)すべての人は、法律であらかじめ定められた普通裁判官 (Juez ordinario) の裁判を受ける権利、弁護人の弁護および立会いを求める権利、告訴されたことを知らされる権利、不当に遅滞することなくかつ完全に保障された (con todas las garantías) 公開の裁判を求める権利、弁護のための適切な証拠方法 (medios de prueba) を用いる権利、自己に不利益な供述をしない権利、有罪であることを自白させられない権利、および無罪の推定を受ける権利を有する。」と規定されている。なお、パピエラ教授が注で指摘された「基本権および公的自由」については、「第1編 基本的な権利および義務」の「第2章 権利および自由」の中の第1節 (15条から29条) に規定されている。もっとも、同教授のコメントは、憲法訴訟の対象となる範囲がこれに限定されるという意味ではない。CE 161条1項b号には、「(憲法裁判所は、) (…) 本憲法53条2項でいう権利および自由の違反による憲法訴訟 [を審理する権限を有する。]」と規定されている。53条2項には、「すべての市民は、14条および第2章第1節で規定された自由および権利の保護のため、(…) 場合により、憲法訴訟の方法により、憲法裁判所に訴えを提起することができる。(…)」と規定されている。

の憲法訴願が認容された場合には、解雇の無効 (nulidad del despido) と従前の仕事 (puesto de trabajo) への復帰 (readmisión) の判決が言い渡されることを請求した。

違法に収集された証拠の能力に関する規制が不十分であった中、同判決は、アメリカ法で確立された、アメリカ合衆国憲法修正4条に違反して収集された証拠は裁判において採用されないとする理論 (違法収集証拠排除法則 (exclusionary rule)) を取り上げた。憲法裁判所の判断は、基本権を侵害して獲得された証拠を裁判で採用することは、裁判を受ける権利自体を無視し (CE 24条2項)、また裁判における両当事者の不平等を容認するもの (CE 14条) であるとしたようである。この理論により、CE 24条2項が規定する「適切な証拠方法を用いる」 (utilizar los medios de prueba pertinentes) という概念は、具体的かつ実質的なものとして組み入れられ、したがって、違法に収集された証拠は「適切」とは認められないことになる (FJ 5)。その傍論 (obiter dictum) では、適切な証拠方法を用いることは基本権の制度上における客観的かつ絶対的保障 (garantía objetiva e implícita) であって、違法収集証拠を軽視することは憲法上許されないと明言された (FJ 2)。最終的にこの事件では憲法訴願は棄却されたが、その後この判断は証拠の取扱いに関して大きな影響を及ぼすことになった。

もっとも、社会法の範疇の事件での憲法裁判所のこの判断は、被上告人 (acusado) の無罪の推定において違法収集証拠排除法則を根拠付けたというものではなかった。刑法の領域の多くの裁判例では、不採用とされた証拠は効力

2) FIDALGO GALLARDO, C., *Las "pruebas ilegales": de la exclusionary rule estadounidense al artículo 11.1 LOPJ*, Centro de Estudios Políticos y Constitucionales, Madrid, 2003, pp.24-25.

〔翻訳者補足注〕本文の事件で、編集者が解雇の無効と職場復帰を請求した根拠は、ET 55条6項に「解雇が無効の場合には、(…)労働者は直ちに職場復帰する。」と規定されていることによる。CE 14条は平等原則に関する条文であり、「スペイン人は、法の前に平等 (iguales ante la ley) であって、(…)いかなる個人的または社会的な状況によっても差別されない。」と規定されている。なお、アメリカ合衆国憲法修正4条の前段には、「不合理な捜索および逮捕押収に対し、身体、住居、書類および所有物の安全を保障される人民の権利は、これを侵害してはならない。」と規定されている。

を生じないのであるから無罪の推定を損なわせることはできず、そして十分な証拠が示されない場合には裁判所は非難できないとされている。³¹ この憲法裁判所の判断では、違法収集証拠が採用されないという保障がCE 24条2項の内容の一部、すなわち、訴訟上の基本権 (derecho fundamental procesal) (STC 114/1984) であるとされたが、しかしながらそれが具体的にどのような権利であるかは明確にされなかった。このため、あらゆる保障の下に (con todas las garantías) 裁判を受ける権利をめぐる裁判の基準に不安定さが生じることになった (STC 81/1998, de 2 abril [RTC 1998, 81])。この裁判は、違法収集証拠の評価の視点からのみ訴訟上の基本権の侵害の可能性を指摘したものであったが、そうした証拠の不採用には例外があるとする事で、この保障を制限するものであった。結局のところ、憲法裁判所の分析の仕方は、あらゆる保障の下に裁判を受ける権利と裁判の結果との関連を見据えた上で、無罪の推定に立ち返るといふものであったと見る事ができる (SSTC 49/1999; 161/1999; 171/1999; 239/1999; 8/2000; 50/2000)。³²

憲法裁判所の判断は、1994年3月14日の判決 (STC 85/1994, de 14 marzo [RTC 1994, 85]) 以降、その保障を強化する方向に動いていった。この判決では、違法収集証拠の反射的効果 (eficacia refleja) を認め、従来のいくつかの司法判断を分析の出発点としつつ、通信の秘密に関する権利の侵害を認定し、そして違法収集証拠が無罪の推定を損なわせる十分な証拠とはみなされないとした。これにより、下級審判決が破棄され、逆転無罪とされた。要するに、憲法裁判所は「毒樹の果実」(frutos del árbol envenenado) を適用し、証拠禁止 (prueba prohibida) の理論を拡張解釈 (interpretaciones extensivas)

3) GÓMEZ COLOMER, J.L., "La evolución de las teorías sobre la prueba prohibida aplicadas en el proceso penal español: del expansionismo sin límites al más puro reduccionismo. Una meditación sobre su desarrollo futuro inmediato", GÓMEZ COLOMER, J.L., (coord.), *Prueba y proceso penal*, Tirant lo Blanch, Valencia, 2008, p. 115.

4) DÍAZ CABIALE, J.A., MARTÍN MORALES, R., *La garantía constitucional de la inadmisión de la prueba ilícitamente obtenida*, Civitas, 2001, pp. 28-29. 37-43.

したのである。その後の裁判に見られる、違法収集証拠と関係のない、その事実の評価が認められる証拠 (STC 86/1995, de 6 junio [RTC 1995, 86], FJ 4)、または不可避免的発見 (descubrimiento inevitable) (STS (Sala de lo Penal) 4 julio 1997 [RJ 1997, 6008], FJ 4) および偶然の遭遇 (hallazgo causal) の例外 (STS (Sala de lo Penal) 21 julio 2000 [RJ 2000, 6772], FJ 1) も、こうした判断によるものといえる⁵⁾。

証明の基準が明確にされない状況が数年にわたり継続する間、無罪の推定の原則が解雇をめぐる裁判に影響したと理解される (STC 37/1985, de 8 marzo [RTC 1985, 37])⁶⁾。証拠価値の評価基準が必ずしも適切でない状態であったため、これにより普通裁判所 (STS 19 diciembre 1989 [RJ 1989, 9250]) だけでなく憲法裁判所の判断でも反動が生じ、懲戒解雇に対する上記原則の適用についての批判的な再検討がなされた (STC 81/1988, de 28 abril [RTC 1988, 81])。この制限的な傾向は、1992年3月18日の判決 (STC 30/1992, de 18 marzo [RTC 1992, 30]) で一層強まったといえる。この判決では、従来の法理が変更され、刑事裁判での無罪の推定が制限されることになった (FJ 7)。この判決の主張は、解雇は契約上の決定であって、国の刑罰権 (ius puniendi) が行使されないとする考え方に基づくものである⁷⁾。

三. 法規範の未整備

違法に収集された証拠に関する法規制は、判例ではいくつかの理論が展開されてきているのに対して (その憲法領域の分析は上述のとおりである)、ほとんど未整備の状況である。こうした中、判例法理が法規範の空隙を補充すると

5) GÓMEZ COLOMER, J.L., "La evolución de las teorías sobre la prueba prohibida...", ob cit., pp. 118 ss.

6) ALONSO OLEA, M., *Jurisprudencia Constitucional sobre Trabajo y Seguridad Social*, Tomo III, Civitas, 1985, pp. 70-71.

7) PEDRAJAS MORENO, A., *Despido y derechos fundamentales. Estudio especial de la presunción de inocencia*, Trotta, 1992, pp. 251, 258-262. この理論は、後日変更された (STC 153/2000, de 12 junio [RTC 2000, 153], FJ 2; STS 27 noviembre 2002 [RJ 2003, 1930], FJ 4)。

もに、その解釈にも影響を及ぼしている。その典型例は、原則として基本的な権利または自由を直接的または間接的に侵害して収集された証拠は無効であるとするLOPJII条1項である。もつとも、この原則の重要性にもかかわらず、立法政策上、その他の可能性を選択する余地も残されているものになっている。これにより、例えば財産に関する権利 (derecho de propiedad) などの、厳密な意味で基本権および公的自由 (CE 14条から29条) の範疇にない権利の侵害を解決するものではないとされている⁸⁾。したがって、上述した裁判例の判断の仕方と同じく、LOPJII条1項でも違法収集証拠の反射的効果の可能性の問題が生じることになる。この反射的効果は、「間接的に」(Indirectamente) という副詞から派生すると思われるが、上記の判決 (STC 114/1984, de 29 de noviembre) ではこの点について言及されておらず、学説上でも見解が分かれている⁹⁾。

スペインにおける違法収集証拠に関する法規制は、続いて労働の領域で整備された¹⁰⁾。この規制は、労働現場での新技術の導入と、それに伴う労働者の基本

8) De LA OLIVA SANTOS, A., "Sobre la influencia de las pruebas ilícitamente obtenidas", *Libro Homenaje al Profesor Dr. D. Eduardo Font Serra*, Ministerio de Justicia, Madrid, 2004, pp. 100-102. 本文で示したような場合には、裁判官の慎重な判断に委ねられる (GARCÍA-PERROTE ESCARTÍN, I., *La prueba en el proceso de trabajo*, Civitas, 1994, p. 140).

(訳者補足注) スペイン憲法では、基本的な権利および自由として、「生命に関する権利、拷問の禁止、死刑の廃止」(15条)、「思想および宗教の自由」(16条)、「法定手続の保障、逮捕に関する保障」(17条)、「名誉・プライバシー・肖像に関する権利、住居の不可侵、通信の秘密」(18条)、「居住および移転の自由、出入国の自由」(19条)、「表現の自由、知る権利」(20条)、「集会の自由」(21条)、「結社の自由」(22条)、「参政権」(23条)、「裁判を受ける権利」(24条)、「被拘禁者の権利」(25条)、「名譽裁判所の禁止」(26条)、「教育を受ける権利」(27条)、「労働基本権」(28条)、「留断権」(29条)が列挙されている。なお、財産権については、市民の権利および義務 (derechos y deberes de los ciudadanos) として、33条に規定されている。

9) すなわち、この反射的効果を直裁に認めるとする学説 (LÓPEZ BARJA DE QUIROGA, J., *Tratado de Derecho Procesal Penal*, Thomson-Aranzadi, 2ª ed., Pamplona, 2007, pp. 832-833) に対して、「間接的な」侵害 (violación "indirecta") は証拠収集源の取扱いから生じるとする学説もある (PASTOR BORGONÓN B., "Eficacia en el proceso de las pruebas ilícitamente obtenidas", *Justicia*, núm. 2, 1986, pp. 361-362).

権の保護に及ぼす影響を考慮して講じられたものである。この規制では、基本権の侵害によって入手された証拠の排除 (exclusión) が、労働法の本質に係る重要な諸原則との均衡を図るための適切な出発点 (punto de partida adecuada) とみなされた¹⁰⁾。しかしながら、LPLの規制 (90条) でも、LOPJ11条1項と同じく、証拠源 (fuente de prueba) 自体の違法を非難する手続については触れられていない。

それから数年後に、LEC 4条に基づいて訴訟に関する補足的な整備の根拠規定とされていた287条において、違法収集証拠の訴訟上の取扱いに関する規制が講じられた。287条は、証拠禁止に基づく判決が出される事態を回避するために、証拠の違法を申し出る具体的な時期について、両当事者が「直ちに」(de inmediato) それを提示しなければならないと定めている。この法の趣旨が証拠の採用に関連することであることを考慮すれば、証拠の違法を明らかにすることが望まれることである。このことから、裁判所が判決の際にこの点に関する見解を示すことについては、LEC287条1項の視点では弁護権の制限につながる可能性も生じ得るが、首肯されることになるであろう。この場合、裁判官は、両当事者に対する事前の意見聴取の上で、その無効を職権で (de oficio) 判断し得ることになるであろう (LOPJ240条)。しかし他方で、裁判官が違法収集証拠の価値を排除したとしても、それがその心証形成 (formación de

10) LPL90条1項は、「両当事者は、法の規制の下に、言語、画像および音声を再生する機器を含めたすべての証拠を利用することができる。ただし、直接的または間接的に、基本権または公的自由の侵害を推定させる方法を通じて獲得されたものはこの限りでない。」と規定している。

11) DEL REY GUANTER, S., "Nuevas técnicas probatorias, obtención ilícita de la prueba y derechos fundamentales en el proceso laboral", *Revista Española de Derecho del Trabajo*, núm. 37, Madrid, 1989, p. 76.

12) DE LA OLIVA SANTOS, A., ET AL., *Comentarios a la Ley de Enjuiciamiento Civil*, Civitas, Madrid, 2001, P. 524; CHOZAS ALONSO, J. M., "Breve reflexión sobre la "prueba ilícita" en el proceso penal español", en ROBLES GARZÓN, J., ORTELLS RAMOS, M. (directores), *Problemas actuales del proceso iberoamericano*, Volumen, I, CEDMA, 2006, pp. 461-462.

13) MONTERO AROCA, J., *La prueba en el proceso civil*, 5ª ed., Thomson-Civitas, 2007, p. 204.

convicción) に影響を及ぼし得ることは明白である。¹³⁾ 違法に入手された資料が判決に影響していないことを確認できる手段を通じて、その判決に然るべき理由付けがなされていることが要求される。¹⁴⁾ もっとも、やむを得ない場合には、LEC287条の適用が労働裁判には不相当であることを示さなければならない。例えば、ある証拠が採用され、そしてその証拠の違法性が主張されなければならないが、労働事件では両方が同時に行われる場合が挙げられる。¹⁵⁾

加えて、普通裁判所 (órganos judiciales ordinarios) は証拠の適法性と採用の可能性を検証しなければならない。ここで「適法性」(legalidad) とは、法で定められた形式と限定列挙された証拠に基づいてその主張するところを証明することと理解される。しかしながら、新たに起草された LEC283条3項には、この概念が完全には反映されなかった(「法が禁止する活動による証拠は採用されない」)。この文言の表現は、「法が規定していない活動による証拠は裁判で採用されない」とする方がより適切であったかもしれない。なお、LEC283条2項では、合理的かつ確実な基準に依拠し、争点とされる事実の解明に無益な証拠は採用されないとされている。簡潔にこれらの趣旨を総括すれば、ある証拠が不適切または不必要であるときに、こうした状況が生じるということである。¹⁶⁾

四. 違法収集証拠と解雇に関する判例および学説の見解

違法収集証拠が裁判所の判断に及ぼす影響、そして特に解雇事件の評価に与える影響が重大であることに鑑みて、それでは次に、解雇の評価が「無効」(nulo) または「不当」(improcedente) とされるとする判例および学説上の一連の考え方を検討しておきたい。¹⁷⁾ 最初に解雇を「無効」とする裁判例と学説の考え方を、続いて「不当」とするそれらを検討する。¹⁸⁾

14) PICÓ I JUNOI, J., "La prueba ilícita y su control judicial en el proceso civil", *Justicia*, 2005, pp. 87-89.

15) GIL PLANA, J., *La prueba en el proceso laboral*, Thomson-Aranzadi, 2005, p. 210.

16) MONTERO AROCA, J., FLORS MATÍES, J., *Amparo constitucional y proceso civil*, 2º ed., Tirant lo Blanch, Valencia, 2008, pp. 162-164.

解雇の「無効」の判断は単純な問題ではなく、懲戒解雇の原因となった証拠源の違法を拡大して行われるものである。もっとも、この判断の仕方に関しては、さまざまな要素が複雑に関連していると考えられ、例えば、一方では補償金 (indeminización) の保障がその評価に少なからず影響を及ぼし (STSJ Madrid 31 enero 2002, FJ 9 [AS 2002, 916])、他方では違法と評価された証拠によって生じる、判定の際の「ある種の弛緩状態」(cierta inercia) を克服しようとする意図が影響しているといえるであろう (STC 196/2004 [RTC 2004, 196])。この後者の憲法裁判所の判決では、解雇が「無効」とされるとともに、基本的な権利 (本件の場合はプライバシー権) の侵害によって入手された証拠には効力が生じないと明言された²⁰⁾。この判決のもつ意義が大きいことに鑑みて、若干の考察を試みることにしたい。

この事件は、ある航空会社に臨時契約で雇用されていた女性労働者が、産業

17) ET 54条1項には、使用者が懲戒解雇、すなわち、労働者の重大 (grave) かつ有責性のある (culpable) 不品行に基づいて解雇し得ることが規定されている。この処分不服のある者は裁判所に提訴できる。この訴えが提起された場合、裁判所は、ET 55条により、当該解雇の「正当」(procedente: 「使用者が解雇通知書 (escrito de comunicación) に記載した労働者の不品行が証明されたとき)、「不当」(improcedente: 「その証明がなされないとき) または「無効」(nulo: 「憲法その他の法令で禁止されている差別的意図をもって、または労働者の基本権もしくは公的自由を侵害してなされたとき) を評価する。

【翻訳者補足注】スペインの懲戒解雇制度の基本構造については、さしあたり、岡部史信「スペインの懲戒解雇制度の基本構造と若干の問題点について」(東京経済大学『現代法学』8号、2005年)、岡部史信「スペインにおける懲戒解雇正当原因としての常習的飲酒行為および藥物乱用」(創価大学『創価法学』38巻1号、2008年)を参照していただきたい。

18) この詳細については、Baviera PUIG, I., "Sobre la calificación del despido basado en pruebas ilícitas", *Aranzadi Social*, núm. 12, 2008, versión digital (BIB 2008, 2159)。

19) この判例のこうした分析は、COLÁS NEILA, E., "Nuevas tecnologías, obtención de pruebas y derechos fundamentales", *Aranzadi Social*, núm. 5, 2002, versión digital (BIB 2002, 652) で行われている。

20) SÉGALES FIDALGO, J., "La nulidad de la prueba que sostiene las imputaciones en un despido provoca también la de este último. Control de intimidación informática mediante la autorización judicial", *Aranzadi Social*, núm. 16, 2006, versión digital (BIB 2006, 1724)。

医の診断を受け、当該企業での勤務「不適性」(no apta)の結果が出たことに基つき、試用期間を終了できないとして解雇されたというものである。この診断は労働協約およびLPRL22条に基づいたものであって、女性労働者の側もそうした診断が実施されることについて知っており、かつそれを受診することに別段の異議を唱えていなかった。ところで、「不適性」の診断結果が出たのは、女性労働者がその診断基準で定められていた率を超える量のカンナビス(cannabis)を使用していたためであったが、その診断結果報告書の中にその原因が明記されていたのではなく、その資料を証拠として提出したのは企業側であった。こうした事実を認定した上で憲法裁判所は、この種の診断はプライバシー(Intimididad)に属する資料を明るみにするものであるから、そうした資料の開示にはその者からの直接的な許可(autorización personal)が要件であり、この要件を備えずになされた開示は女性労働者のプライバシー(CE18条1項)の侵害であって、それを証拠とする解雇は無効であると判示した。

裁判所のこの主張は、憲法訴訟を否定した検察(Fiscal)のものとは異なっている。検察の論拠のひとつは労働協約およびLPRL22条の規定に基づいた上記の診断結果が現に出されていること、もうひとつはプライバシー権が絶対的なもの(absoluto)ではなく、合法的な目的を達するために必要であり、かつその権利の本質に対する配慮がある限りで相対化されるというものであった。したがって、本件の場合、その診断が合法的手段であるが、ET 54条2項f号の正当原因、すなわち労働への悪影響がある常習的飲酒行為および薬物乱用にあたらぬので懲戒解雇を基礎づけることにならず、ゆえに企業のその決定は「不当」なものとして評価されるとした。

この判決では、憲法裁判所がプライバシー権を拡張解釈することで、労働協約やLPRL22条で規定される医師の診断を合法性の問題と認識し、本件の女性労働者の職務には薬物検知を必要とするような危険がないとされたことが明確に指摘できる。もっとも、不必要な診断結果は使用者の判断に何らの効果も及ぼすものではないとすることは、憲法38条の企業の自由(libertad empresarial)との関係で問題を生じさせることになる。³¹⁾

この判断の仕方は、その後のバスク自治州管区高等裁判所の2006年9月12日の判決(STSJ País Vasco 12 septiembre 2006 [AS 2006, 2602])などに影

響を及ぼした。このバスク自治州管区高等裁判所の判決は、基本権の侵害によって入手された証拠を理由とする解雇を無効とし、その理由として憲法裁判所の2004年判決（STC 196/2004）が言外に（*implicítamente*）ほのめかしていた毒樹の果実の法理を取り上げたものであった。この事件では、労働者の義務の履行を監視する使用者の管理権の影響力が検討されている。ある男性社員（懲戒処分を受け、出勤停止を命じられていた）のコンピュータを検査したところ、その中に私的に取り込まれた音楽だけではなく、重要な企業資産記録が保管されていたことが確認され、その事実をある管理職が知るに至り、この事実によって解雇されたというものである。裁判所は、労働者の同意や法的な許可を得る手続を経ず行われた検査によって入手されたこのような証拠は「無効」とみなされるべきであると判示した。要するに、労働者がそのような記録を一時的にでも保管するような事態が生じないようにするには、そうした行為を明確に禁止する事前の措置が講じられていなければならなかったということである。もっとも、この判決では、ある裁判官から、情報処理関連の検査による労働者の基本権に及ぼす影響は最小限のもの（*mínima afectación*）にすぎないから合法であるとする特別意見も付記されていた。

上述した一連の判決に対しては、違法収集証拠と無効解雇との間に法的関連性が存在しないという点からの重要な反論がある。この視点から、学説上では、証拠の入手経路に基本権の侵害があることでそれが無効となることから、「不当」

21) SAGARDOY BENGOCHEA, J.A., *Los Derechos Fundamentales y el contrato de trabajo*, Thomson-Civitas, Pamplona, 2005, pp. 65-71.

〔翻訳者補足注〕LPRL22条には、健康管理（*vigilancia de la salud*）に関する6項目が規定されている。本文に関連する限りで示せば、1項には「使用者は、労働者に対して、その労働に伴う危険に応じて、その健康状態を定期的に管理する事業を行うことを保障する。この管理事業は、労働者がそれに同意するときのみ実施される。（…）」、4項には「労働者の健康管理に関連する資料は、労働者を差別しまた貶めるような目的のために使用されてはならない。」と規定されている。ところで、サガルドイ教授は、「不適性」と判定された労働者に対して契約の締結を義務付けることはCE 38条の企業の自由の侵害を推定させるとする趣旨の見解を述べておられるようであり、パビエラ教授の本文の説明もそれに基づくものと思われる。CE 38条には、「企業の自由は、市場経済の範囲内で認められる。公権力は、総合的な経済の必要、または場合により経済計画の必要に応じて、企業活動および生産性の保護を保障しかつ支援する。」と規定されている。

解雇の原因となるとする主張がある（解雇理由とされた証拠の欠如は、必ずしもそれ自体が差別行為とはみなされない）。すなわち、証拠源の違法と解雇の無効とは異なる段階で生じるということである。この他にも、「不当」とする判断に有利な主張を付け加えることができる。それは、「解雇が正当」であるとされる事実がまずその不当の推定（presunción de improcedencia）から出発することで、労働者は憲法ではなく法律レベルにおいて無罪の推定の状態によって保護されるというものである²²⁾。換言すれば、憲法上の無罪の推定の原則（CE 24条2項）は解雇をめぐる訴訟には直接適用されないが、解雇の不当の判断を回避するには証拠が必要とされ、要するにこの原則が部分的に作用するということである。これを厳格に適用すると、基本権の侵害を理由とする「根本的な無効」の解雇（despido “radicalmente nulo”）の判定が導かれることになるであろう²³⁾。

この意味において、マドリッド自治州管区高等裁判所の2008年1月16日の判決（STSJ Madrid 16 enero 2008 [AS 2008, 944]）を取り上げることができる。この事件では、労働者への事前通知もなく、また必要もないにもかかわらず実施されたコンピュータの検査はプライバシーの侵害であって、こうした行為によって入手された証拠は効力を有しないとされた。ET 18条が定める保障は、労働者の私物検査（registro de efectos personales）の目的では、その推定に適用できないということである（同様の趣旨のことは、最高裁判所の2007年9月26日の判決（STS 26 septiembre 2007 [RJ 2007, 7514]）でも述べられている）。したがって、主張された事実が立証されないので、当該事件におけ

22) GIL PLANA, J., *La prueba en el proceso laboral...*, ob. cit., pp. 217-220; SEMPERE NAVARRO, A.V., SAN MARTÍN MAZZUCONI C., *Nuevas tecnologías y relaciones laborales*, Thomson-Aranzadi, 2002, p. 57.

23) ALONSO OLEA, M., ET AL., *Derecho Procesal del Trabajo*, 14ª ed., Thomson-Civitas, Madrid, 2006, p. 232.

24) ALONSO OLEA, M., CASAS BAAMONDE, Mª E., *Derecho del Trabajo*, 14ª ed., Universidad Complutense de Madrid, Madrid, 1995, pp. 428-429.

25) RODRÍGUEZ-PIÑERO, M., “Carga de la prueba y presunción de inocencia en el proceso de despido”, *Relaciones Laborales*, Vol. I, 1990, pp. 47-48.

る解雇は「不当」と判定された。同様の見解に立つものとして、同じくコンピュータの検査をめぐって争われた事件を扱ったバスク自治州管区高等裁判所の2007年4月24日の判決 (STSJ País Vasco 24 abril 2007 [AS 2007, 2512])、さらに電話の盗聴が争点とされた事件でのマドリッド自治州管区高等裁判所の2002年10月22日の判決 (STSJ Madrid 24 octubre 2002 [JUR 2003, 22539]) を挙げることができる。

最後に、基本権の範疇に属さない権利の侵害からどのような結果が生じるか、すなわち、それが解雇の評価にどのような影響を及ぼし得るであろうか。これらの点についてはいまだ十分な回答が示されていないが、後者については裁判所の判断が重要であろうことは当然である。例えば、企業の資金を横領した事実を女性労働者に認めさせ、その懲戒解雇通知書に署名させるに際して、企業側が不正手段を通じてそれらを獲得した場合には、有効な証拠として採用されないことになるから、当該解雇は「無効」ではなく「不当」なものであると評価したものがある (STSJ Madrid 28 junio 2005 [AS 2005, 2080])。ところで、この事件の判決では、重要な問題点が指摘されていた。その問題とは、証拠が有効なものとなれないことから生じる弁護権の制限との関係である。それでは、この点については次節で検討する。

五. 違法収集証拠と弁護権の制限

違法収集証拠の検証が開始された場合、興味深い点は、その弁護権の範囲についての入念な審査が行われることである。一般的には、このような審査は、当事者の一方に対して、出廷、訴えの提起、立証などにおいて、その弁護権の行使が妨げられるときに行われる。この要件は、訴訟における両当事者の平等

26) MONTERO AROCA, J., FLORS MATÍES, J., *Amparo constitucional y proceso civil ...*, ob. cit., pp. 98, 104-105. 簡かに、憲法裁判所 (STC 226/1988) は、「裁判所は、本件のような場合に、細心の注意をもって (escrupulosamente)、裁判における両当事者の平等またはその手段の平等 (igualdad de armas) の原則を遵守しなければならない。なぜなら、こうした原則は、CE 24条が定める権利全体の一部を構成するからである」と主張している。

の原則 (principio de igualdad de las partes en el proceso) を保護するために必要である (STC 226/1988, de 28 noviembre [RTC 1988/226]²⁷⁾。したがって、弁護権の範囲の確定は、裁判における裁判所の判断のみに基づくものである (STC 47/1992, de 2 abril [RTC 1992/47])。この弁護権を奪われることは、単に違法というだけではなく、その権利利益を実質的に損なわせることにつながるものである。弁護権の範囲を限定するには、それが実効的かつ正当なものであること、すなわち、抽象的なものであってはならず (STC 137/1999, de 22 julio [RTC 1999/137])、その手続上の不備といったような視点から判断されるべきではない (STC 118/1997, de 23 junio [RTC 1997/118]²⁸⁾。

CE 24条1項が規定する弁護権の剥奪の禁止についての一般規定は、続く2項において、当事者が「適切な証拠方法を用いる権利」として具体化されている²⁹。そして、この権利の内容は憲法裁判所の解釈を通じて確定されている。憲法裁判所の解釈の要点は、以下の諸点に収斂される (SSTC 165/2001, de 16 julio [RTC 2001/165]; 121/2004, de 12 julio [RTC 2004/121])。

a) 基本権ではあるが、立証に役立つ無制限の行為をなす権利を含むものではなく、適切とみなされる証拠のみを審問し主張する権利であるにすぎず (STC 233/1992, de 14 diciembre [RTC 1992, 233])、すなわち、証明された事実 (hechos probados) と判決されるべきテーマ (tema decidendi) との関係が適切であることが必要である (STC 26/2000, de 31 enero [RTC 2000, 26])。

b) 法的な権利であるから、その証拠は法定の期日と形式において、すなわち、訴訟要件の遵守の下に申請されたものでなければならない (STC 94/1992, de 11 junio [RTC 1992, 94])。さらに、その証拠は法令上の範囲のものでなければならない (STC 189/1996, de 25 noviembre [RTC 1996, 189])。

27) Ibidem, pp. 99-100.

28) Ibidem, p. 158.

(翻訳者補足注) CE 24条1項には、「何人も、自己の正当な権利および利益を主張する際、裁判官および裁判所の実効的な保護を受ける権利を有し、いかなる場合においても弁護権を奪われない。」と規定されている。

c) 証拠の適法性 (legalidad) および適切性 (pertinencia) の検証は裁判所の権限に属するが、憲法裁判所の役割は、他の裁判所の役割を代行し得るのではなく、最終決定のための証拠が独断的もしくは不合理なやり方、または何らの理由もなしに主張されたもので取り上げることができないようなときに、その司法判断を監視することに限定されなければならない (STC 78/2001, de 26 marzo [RTC 2001, 78])。

d) 証明のための活動は、原告の実効的な弁護権が奪われるという結果を招来する、すなわち、「弁護の段階において決定的」(decisiva en términos de defensa)なものでなければならない (STC 219/1998, de 16 noviembre [RTC 1998, 219])。したがって、そうした証拠が決定的なものであることの拳証責任は原告自身に帰する。要するに、弁護の主張は、具体的な申立てに基づいて行われる (STC 164/1996, de 28 octubre [RTC 1996/164])。

e) したがって、原告は、証明が必要であるが、それが不可能である事実と不採用とされた証拠との関係を主張しなければならない (STC 131/1995, de 11 septiembre [RTC 1995, 131])。また、最終的な決定が原告に有利であり得たのはどの点までかを論証しなければならない (STC 147/1987, de 25 septiembre [RTC 1987, 147])。

もつとも、証拠の不採用とともに弁護権が制限されるとする憲法裁判所の理論では複雑な問題が生じることも指摘しなければならない (STC 198/1997, de 24 noviembre [RTC 1997, 198])。要するに、弁護権の剝奪を禁止する CE24 条 1 項のために、2 項の内容が形骸化する可能性である。²⁹⁾

さて、憲法裁判所の理論の分析を踏まえた上で、それでは労働裁判においてある証拠が違法を理由に不採用とされたときに、どのような効果が生じることになるであろうか。この点については、違法収集証拠の不採用とその結果として生じる弁護権の制限を検討したカステージャ・ラマンチャ自治州管区高等裁判所の 2006 年 11 月 17 日の判決 (STSJ Castilla la Mancha 17 noviembre 2006) が好例となる。この事件は、スペイン自動車レースをサポートするある会社において期間の定めのある契約で働いていた労働者が、2005 年のシーズン

29) Ibidem, pp. 161-162.

途中で解雇されたことに対して、解雇の無効、また予備的に解雇の不当を主張して提訴したというものである。控訴審である上記裁判所は不当解雇と評価した。

LPL191条a号の根拠の下で控訴手続が取られた理由は、裁判所による証拠の不採用によって訴訟行為自体が無効と評価される効果に影響を及ぼすとされたからであった。この事件でその争点となった証拠は、控訴人と解雇通知書に署名した者との間で交わされた会話を録音したテープとCD-ROMであった。この中に、労働者の会社資金の用途に関する不正流用の証言だけではなく、解雇通知を受けた際の暴言その他の非礼なふるまいが記録されていた。控訴人は、この証拠物はその正当性を示す基本的な物件であって、これを不採用とすることは弁護権(CE24条)の侵害を推定させるものであると主張した。これに対して被控訴人側が異議を申し立てた。

この判決では、憲法裁判所によって示された証拠に関する理論(この点については本節冒頭で詳述した)と、対話者によるその会話の録音に関する判例が参考とされた。すなわち、憲法裁判所の1984年11月29日の判決(STC 114/1984, de 29 noviembre [RTC 1984, 114])と、最高裁判所の1990年3月10日の判決(STS 10 mayo 1990 [RJ 1990, 2045])の理論を斟酌した上で、対話者の一方による会話の録音自体は通信の秘密を侵害するものではなく、むしろ憲法の規定の趣旨は第三者(terceros)による上記の会話への不正な介入からの保障³⁰⁾であるとして、録音行為自体による審理への影響を過小評価した。もうひとつの問題は、具体的な証拠方法の証拠価値(valor probatorio)であるが、これについてはその内容次第であるといえよう。証拠の効力は、LPL97条2項の規定によって裁判官の権限に基づくその採用と証拠調べ(práctica de la prueba)によって実証される。これにより、提出された録音テープなどが証拠物件としての正当性を否定されることになれば(ちなみに本件の場合ではその録音テープは違法に入手されたものではなかった)、その弁護権が制限されるという事態を引き起こすことになる。

30) この点に関しては、さらに、SSTSJ Extremadura 3 abril 2000 [AS 2000, 2317]; Galicia 29 abril 2004 [AS 2004, 2275]を参照。

この同じ見解に立った裁判例として、アンダルシア自治州管区高等裁判所の2007年11月27日の判決 (STSJ Andalucía 27 noviembre 2007) を挙げることができる。この事件は、あるデパートの従業員がその不正な行為のいくつかを記録していた保安室の資料を理由として懲戒解雇の通知を受けたところ、その日のうちにデパート側に対して自発的に退職する旨の通知を文書で行い、かつ退職に係る補償のいくつかも実際に受領したにもかかわらず、後日、意に反して解雇されたとして訴えを提起したというものである。一審では、この従業員が「自発的に」(voluntaria) 退職した点が認定され棄却判決が出された。しかしながら、この従業員は、退職時の様子を録音したテープを証拠として提出していたが、これが違法収集証拠と判断され不採用となったことを不服として、LPL90条1項に基づきCE 24条を根拠として控訴した。この録音テープは、退職が「自発的」なものではなく、詐欺的および脅迫的な行為の下で (bajo engaño y fraude y con coacción) 強要されたものであったことを立証するものであった。これにより、控訴審では、上述した裁判例と同じく、一審判決が破棄され、証拠の採用についての濫及的な判断がなされた。

六. 結語に代えて

上記一連の分析からすでに明白なことであるが、ひとつの結論として、違法収集証拠について分析する場合には、かなり複雑な問題に直面することが指摘できる。したがって、この分析に際しては、国内の法令や裁判例からだけではなく、比較法的見地からの多様な考え方が考慮されなければならないことは明らかである。また他方で、労働関係においては、技術の進歩とその導入が進んでいる現状において、企業側が労働者のプライバシーなどの基本権を侵害することなく、解雇原因となる証拠を入手することが困難になってきていることも考慮されなければならない。これらの視点は、解雇の評価に重大な影響を及ぼすことは言を待たない。この問題が複雑なために、これまで試みられてきた解決のための努力にもかかわらず、いまだに克服すべき問題が多く残されており、今後の立法や裁判例の発展が期待される場所である。さらに、付け加えるべき重要な視点として、違法と評価された証拠を不採用とすることから生じる弁

証拠の制限をどう考えるかという点である。これらを総合的に考察してゆくことが、違法収集証拠の問題の複雑性を解き明かす重要な視点となる。